

借受物品契約による事務机等の調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 4 日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局経済戦略推進部産業立地・戦略推進課

電話：(011) 211-2362

電子メール：global@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達名称

事務机等のリース

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 23 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 3 条に定める者のほか、同要領第 85 条に基づき以下の条件を満たす者であること。

ア 令和 5 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「物品賃貸業」に登録されている者

イ 令和 5 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が「市内」の者

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員

が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。
なお、入札説明書は下記 URL のホームページからもダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/lease.html>
- (2) 参加意向・資格の確認
この一般競争に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和 6 年 3 月 8 日（金）12 時 15 分までに、上記 1 宛に持参又は送付により提出しなければならない（送付の場合は必着のこと）。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札の日時及び場所
令和 6 年 3 月 11 日（月）14 時 00 分
札幌市経済観光局経済戦略推進部産業立地・戦略推進課
(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 市役所 15 階北側)
- (4) 開札
入札終了後直ちに上記(3)の場所にて行う。
- (5) 入札書の提出方法
入札書は、指定の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当する場合は免除がある。

- (4) 入札の無効
 - ア 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。
 - イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。